

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土地区画整理組合の定款の変更認可……………一

……………(都市整備局市街地整備部画整理課)……………一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………一

……………(環境局総務部環境政策課)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………四

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四

規則(教)

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………六

告示(海区漁調)

○東京海区におけるかき漁業の制限……………九

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………一〇

……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………一〇

○市街地再開発組合の理事長の就任……………一〇

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一〇

告示

●東京都告示第千二百一十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

稲城小田良土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月二十五日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十六号、字十七号及び字十八号並びに同市大字平尾字十号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市坂浜千九百九十六番地二

五 設立認可の年月日

平成二十四年十二月二十五日

六 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。施行地区から稲城市大字平尾字十号の一部を削除する。変更認可の年月日
令和四年九月二日

●東京都告示第千二百二十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

渋谷二丁目西地区市街地再開発準備組合
理事長 北田 光重

渋谷区渋谷二丁目十四番六号 第二かわなビル五階

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業
高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、渋谷区渋谷二丁目十三番・十四番・十六番地内の敷地面積約一万四千五百平方メートルに、事務所、店舗、ホテル、バスターミナル及び駐車場等を主要用途とする建築物を計画するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年九月二日から同月十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

イ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

ウ 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の設置)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行う。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>[建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.073ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は66.7%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.055mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は25.0%である。</p> <p>工事の施行にあたっては、建設機械による寄与濃度を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働及び平準化に努め、最新の排ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>[工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.02～0.72%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.01%未満～0.02%である。</p> <p>[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.041ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.06～1.02%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.01%未満～0.02%である。</p> <p>[地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.039ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は10.56%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.043mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.17%である。</p> <p>[熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.6%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、解体工事の実施時(工事着工後10ヶ月目)で最大71dB、本体工事の実施時(工事着工後33ヶ月目)で最大68dBであり、評価の指標とした報告基準値(80dB)を下回る。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業振動]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、解体工事の実施時(工事着工後10ヶ月目)で最大65dB、本体工事の実施時(工事着工後33ヶ月目)で最大61dBであり、評価の指標とした報告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間65～69dBであり、全日の地点で、環境基準値(昼間65dB、70dB)を満足する。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、昼間40～48dB、夜間36～45dBであり、評価の指標とした規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間においては最大1dB、夜間においては最大1dB未満である。</p> <p>[冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度]</p> <p>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度]</p> <p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地敷地境界から北西側約1,400mの渋谷区神南二丁目より、北側約320mの渋谷区神宮前五丁目を経て、北東側約1,480mの港区南青山二丁目に及ぶ範囲であると予測するが、計画地北側の日影規制指定区域において、日影規制である5時間又は3時間以上の日影は及ばない。また、計画地北東側の日影規制指定区域において、日影規制である4時間又は2.5時間以上の日影は及ばない。</p> <p>計画地周辺地域、特に東側に存在する教育施設への日影の影響を低減するため、高層の計画建築物を計画地全体の中央付近に配置し、計画地北側敷地境界から極力セットバックした他、計画地南東側を広場空間とすることにより、日影の影響低減に努める計画とした。</p> <p>これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側の限られた範囲となり、日影の影響を低減していると考え、以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考え。</p>
3. 日影	<p>[計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい・障害及び反射障害]</p> <p>衛星放送については計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波の遮へい・障害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブල්テレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考え。</p> <p>なお、反射障害については、地表的な反射障害として図示するまでに至らない程度と考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考え。</p>
4. 電波障害	<p>工事の完了後</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>工事の完了後</p> <p>【計画建築物の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する場合、B街区計画建築物IFの東側敷地内に領域C(中高層市街地相当)となる地点が1地点生じると予測されるが、防風植栽による防風対策を講じることにより、この地点は領域B(低中層市街地相当)に改善された。また、A街区西側敷地内に防風植栽を設置することで、A街区内の主要な歩行者動線上において領域Bとなる2地点を領域A(住宅地相当)に改善した。したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)に相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>
6. 景観	<p>工事の完了後</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から高層の建物が混在する地域となっている。 本事業で計画している高層建築物は、渋谷クロスタワー、渋谷ヒカリエ、渋谷スクランブルスクエア等の高層建築物群の新たな景観要素として加わり、高層建築物群が調和した当該地区の景観に一致する計画とする。 以上のことから、評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」「ターミナル駅を核とする商業・業務中心地においては、各地域の特性を活かし、当該地域の顔となる景観を形成する」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域および中景域においては、計画地周辺に位置する渋谷ヒカリエ、渋谷スクランブルスクエア、渋谷ストリーム等と併せて、都市的な景観要素の一部となるものとなり、遠景域においては、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じない予測する。 以上のことから、評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」「ターミナル駅を核とする商業・業務中心地においては、各地域の特性を活かし、当該地域の顔となる景観を形成する」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から高層の建物が混在する地域となっている。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は最大でも官益坂交差点の7.03ポイントである。さらに圧迫感の軽減のために、植栽を配置する等の景観上の配慮を行う計画である。以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>

●東京都告示第十二百十三号

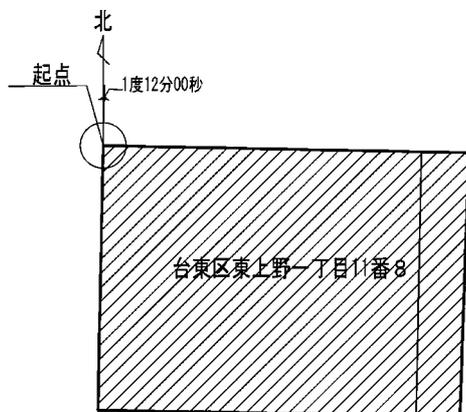
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区東上野一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 — 単位区画
 — 敷地境界
 ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、台東区東上野一丁目11番8の最北端とする。

【格子の回転角度：1度12分00秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百十四号

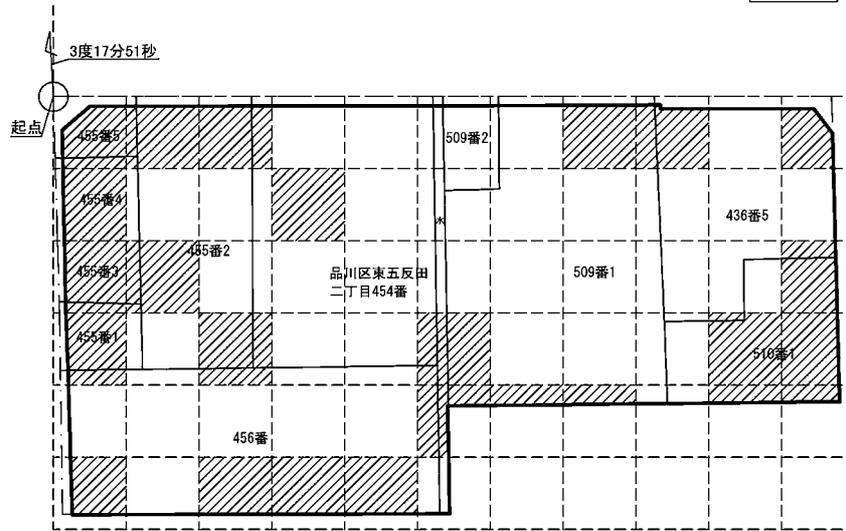
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東五反田二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 筆境界
- - - 敷地境界
- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、品川区東五反田二丁目454番5の最北端の境界杭とする。

【格子の回転角度(3度17分51秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

規則(教)

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(平成元年東京都教育委員会規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「更新(以下この項において)を「更新(以下)に改め、「発行した」の下に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令(令和四年文部科学省令第二十二号)による改正前の」を加え、同条に次の一項を加える。

11 第一項から前項までの規定にかかわらず、教育委員会から授与された免許状を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された免許状の再授与を申請する場合にあつては、教育委員会は、第一項第三号から第五号まで及び第六項に掲げる書類の提出を省略させることができる。

一 改正前の平成十九年免許法等改正法附則第二条第五項の規定により免許状が失効した者

二 改正前の平成十九年免許法等改正法附則第二条第一項の規定の適用を受けない者で、更新を行わず有効期間の満了の日を経過し免許状が失効したものの
第三条に次の一項を加える。

4 第一項から前項までの規定にかかわらず、教育委員会から授与された免許状が失効した者で、前条第十一項各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された免許状の再授与を申請する場合にあつては、教育委員会は、第一項第四号及び第五号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

第三条の二に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会から授与された免許状が失効した者で、第二条第十一項各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された免許状の再授

与を申請する場合にあっては、教育委員会は、前項第四号から第六号までに掲げる書類の提出を省略させることができる。

5 第一項の規定にかかわらず、教育委員会から授与された免許状が失効した者で、第二條第十一項各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された免許状の再授与を申請する場合にあっては、教育委員会は、第一項第六号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

第十條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会から授与された免許状が失効した者で、第二條第十一項各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された免許状の再授与を申請する場合にあっては、教育委員会は、第九條第一項第六号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

第十條の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会から授与された免許状が失効した者で、第二條第十一項各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された免許状の再授与を申請する場合にあっては、教育委員会は、前項第四号及び第五号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

第十三條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会から授与された普通免許状が失効した者で、第二條第十一項各号のいずれかに該当するものが教育委員会から授与された普通免許状の再授与を申請する場合にあっては、教育委員会は、前項第三号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

別表第一 七の項備考二中「総合的な学習の時間の指導法」を「総合的な探究の時間の指導法」に改める。

別表第五 一の項備考三及び別表第六 一の項備考四中「総合的な学習の時間及び」の下に「総合的な探究の時間並びに」を加える。

別記第十八号様式中

種別	教諭免許状	専修 1種(級)	2種(級)
2 記号番号	第 年 月 日	授与権者	東京都教育委員会
授与年月日			東京都知事

を

種別	教諭免許状	専修 1種(級)	2種(級)
3 記号番号	第 年 月 日	授与権者	東京都教育委員会
授与年月日			東京都知事

3 その他 令和4年法律第40号による改正前の修了確認期限 令和4年法律第40号による改正前の修了確認期限時点における 有効な免許状を必要とする職での勤務 有・無

種別	教諭免許状	専修 1種(級)	2種(級)
2 記号番号	第 年 月 日	授与権者	東京都教育委員会
授与年月日			東京都知事

に

改める。

別記第十九号様式を次のように改める。

第19号様式 (第17条関係)

受付番 査

※ 処理欄
再交付申請の理由(状況等)
破損 汚損 滅失 流失 盗難
その他 ()

東京都教育委員会 殿
教育職員免許状再交付申請書

申請日 年 月 日
申請者氏名 所 (電話番号)
勤務先 (電話番号)
メールアドレス

下記の教育職員免許状を別紙証明書及び理由書を添付して再交付申請します。
記

1 申請者の概要 (フリガナ)

氏名	本籍地	生年月日
都・道府・県	年 月 日	
旧姓	通称名 (免許状に記載がある場合のみ)	
令和4年法律第40号による改正前の修了確認期限		年 月 日
令和4年法律第40号による改正前の修了確認期限時点における有効な免許状を必要とする職での勤務	有	無

2 申請する免許状

種別	教諭免許状	専修科	1種(級)	2種(級)
1	授与年月日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事
卒業年月	卒業学校			
2	授与年月日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事
卒業年月	卒業学校			

(日本産業規格A列4番)

別記第三十号様式を次のように改める。

第30号様式 (第43条関係)

東京都教育委員会 殿
教育職員免許状授与(交付)証明申請書

申請日 年 月 日
申請者氏名 所 (電話番号)
勤務先 (電話番号)

下記の教育職員免許状授与(交付)を受けたことの証明を申請します。
記

1 申請者の概要 ※ 旧姓及び通称名は免許状に記載がある場合のみ記入

本籍地	都道府県	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
			※旧姓		
			※通称名		
令和4年法律第40号による改正前の修了確認期限					年 月 日
令和4年法律第40号による改正前の修了確認期限時点における有効な免許状を必要とする職での勤務					有 ・ 無

2 申請する免許状

種別	教諭免許状	専修科	1種(級)	2種(級)
1	授与年月日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事
卒業年月	卒業学校			
2	授与年月日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事
卒業年月	卒業学校			
3	授与年月日	授与権者	東京都教育委員会	東京都知事
卒業年月	卒業学校			

(日本産業規格A列4番)

別記第三十一号様式中

有効期間の満了日	
(甲) 有効期間の満了日 / (乙) 修正確認期限	
に	を

改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則別記第十八号様式、第十九号様式、第三十号様式及び第三十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

令和四年九月二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) 令和五年四月一日から同年十月三十一日までの操業

(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

- ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域
- イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域
- ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア かの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内

ウ 網目 かの網目の目合四寸目(二・一二センチメートル)以上

エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤーロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)
三 この指示の有効期間は、令和四年十一月一日から令和五年十月三十一日までとする。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

二 代表者の氏名

瀬谷 ルミ子

三 主たる事務所の所在地

新宿区改代町二十六番地一 三田村ビル二〇三

四 認証年月日

令和二年三月二十五日

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により日本橋室町一丁目地区市街地再開発

組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
令和四年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

株式会社山本海苔店 取締役会長 山本 徳治郎

二 住所

中央区日本橋室町一丁目六番三号

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

